

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和5年第3回定例会提出予定議案の説明

(8) 議案第90号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の  
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

資料1 議案第90号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の  
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

資料2 新旧対照表

令和5年6月7日

健康福祉局

## 議案第 90 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 条例改正の背景

- (1) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 5 年厚生労働省令第 48 号）
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 5 年厚生労働省令第 48 号）

### 2 条例の主な改正内容

- (1) 上記 1（1）に伴い、指定福祉型障害児入所施設における食事の提供に要する費用及び光熱水費等に係る規定の整備を行うもの  
「基準省令」→「基準府令」  
「厚生労働大臣が定める」→「こども家庭庁長官が定める」
- (2) 上記 1（2）に伴い、児童発達支援管理責任者に係る規定の整備を行うもの  
「厚生労働大臣が定める」→「こども家庭庁長官が定める」

### 3 施行期日

公布の日から施行

## 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p>	<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p>
<p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第55号</p>	<p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第55号</p>
<p style="text-align: center;">第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p>	<p style="text-align: center;">第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p>
<p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(6) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者として <u>こども家庭庁長官</u>が定める者をいう。以下同じ。) 1人以上</p>	<p>(6) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者として <u>厚生労働大臣</u>が定める者をいう。以下同じ。) 1人以上</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(入所利用者負担額の受領)</p>	<p>(入所利用者負担額の受領)</p>
<p>第18条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>	<p>第18条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。</p>	<p>2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けるものとする。</p>
<p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。</p>	<p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。</p>
<p>(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第24条の7第1項の規定</p>	<p>(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第24条の7第1項の規定</p>

改正後	改正前
<p>により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額（法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）</p>	<p>により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額（法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）</p>
<p>(2) 日用品費</p>	<p>(2) 日用品費</p>
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「<u>基準府令</u>」という。）第17条第4項の規定により <u>子ども家庭庁長官</u>が定めるところによるものとする。</p>	<p>4 前項第1号に掲げる費用については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「<u>基準省令</u>」という。）第17条第4項の規定により <u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。</p>
<p>5 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。</p>	<p>5 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。</p>
<p>6 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。</p> <p>（給付金として支払を受けた金銭の管理）</p>	<p>6 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。</p> <p>（給付金として支払を受けた金銭の管理）</p>
<p>第32条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に係る給付金（<u>基準府令</u>第31条に規定する <u>子ども家庭庁長官</u>が定める給付金をいう。以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p>	<p>第32条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児に係る給付金（<u>基準省令</u>第31条に規定する <u>厚生労働大臣</u>が定める給付金をいう。以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p>
<p>(1) 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」とい</p>	<p>(1) 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」とい</p>

改正後	改正前
<p>う。)をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。</p> <p>(4) 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。</p>	<p>う。)をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。</p> <p>(4) 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。</p>